

【概要版】

令和2年度山形県なりわい再建支援補助金（2次公募）について

1 概要

本事業は、地域経済の基盤となる中小企業者等の令和2年7月豪雨による被災からの再建を促進し、もって災害によって毀損した地域経済の持続可能性の回復を図るため、中小企業者等が、県が策定する復興事業計画に基づき実施する施設又は設備の復旧整備等に要する経費の一部について、補助金を交付するものです。

2 補助対象者

山形県内に本社または事業所を有する中小企業者等

- ・中小企業者及び小規模企業者
 - ・中堅企業及びみなし中堅企業（中小企業者以外の事業者で資本金又は出資金の額が10億円未満のもの）のうち知事が認めるもの^(注1)
- （注1）一定の域内要件、債務要件を満たす者

3 補助対象事業

山形県内に本社又は事業所を有する中小企業者等の施設又は設備であって、令和2年7月豪雨による被災により、損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業者等が、県が策定する復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設・設備の復旧整備として知事が補助の対象としたもの

4 補助率・補助金額・補助対象経費

- (1) 補助率 : 中小企業者・小規模企業者 3／4以内
中堅企業・みなし中堅企業 1／2以内
ただし、特定被災事業者^(注2)は次のとおり
- ・補助対象経費のうち1億円までは定額補助
 - ・補助対象経費が1億円を超えるときは、補助対象経費から1億円を控除した額に補助率を乗じて得た額
- （注2）新型コロナウイルスの影響を受けていること、過去数年以内に発生した災害で被災し売上げの減少や復旧に要する債務を抱えていること等の要件に該当する者

- (2) 補助上限額 : 3億円

- (3) 補助対象経費

被災した工場・店舗等の施設や生産機械・装置など資産計上された設備の復旧整備及び宿舎整備に要する経費

※復旧整備に代えて、事業の再開・継続、売上回復等に必要な新分野の需要開拓等の取組み（新分野事業）の実施に係る経費も含む

※補助対象経費は令和2年7月豪雨による被害発生日（7月28日）まで遡及可能

5 スケジュール（予定）

事業実施期間：令和2年7月28日（火）（遡及適用）から令和3年2月26日（金）まで【期限厳守】

	実施予定期
申請受付開始	12月14日（月）
申請受付締切	12月25日（金）
交付決定	1月中旬

※ なお、このスケジュールは予定であり、前後する可能性があります。

※ 事業実施期間を過ぎて支出した経費は補助対象外となりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

山形県中小企業団体中央会（山形県なりわい再建支援補助事業事務局）

〒990-8580 山形市城南町一丁目1-1 霞城セントラル14階 TEL. 023-647-0360

URL : <https://www.chuokai-yamagata.or.jp/chuokai/nariwai/>